



対象事業

児童等に教育、保育等を提供する施設・事業を、支配性・継続性・閉鎖性を満たすものとして実施する事業者(次の①又は②)が対象となる。

- ① 学校設置者等： 学校教育法、児童福祉法等による法律上の認可等を受けて、児童等に教育、保育等を提供する事業者
(①に該当する事業者は、法で定める措置を義務として実施しなければならない(義務対象事業者))
- ② 民間教育保育等事業者： 学校設置者等が講ずべき措置と同等の措置を実施する体制が確保されている事業について、こども家庭庁の認定を受けることができる事業者(認定対象事業者)
※ 法律上明確な定義がない事業は、一定の要件を満たせば「民間教育事業」として認定対象となる。

具体的な施設・事業

①学校設置者等(義務対象事業者)	②民間教育保育等事業者(認定対象事業者)
【教育関係】 ○ 幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校、高等専門学校 ○ 専修学校(高等課程) 【認定こども園関係】 ○ 認定こども園 【児童福祉関係】 ○ 児童相談所 ○ 児童福祉施設(母子生活支援施設、認可保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設) ○ 指定障害児通所支援事業等 ○ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ○ 家庭的保育事業等 ○ 登録一時保護委託者	【教育関係】 ○ 専修学校(一般課程)・各種学校(児童等を専ら対象とするもの) ○ 高等課程類似教育事業 ○ 民間教育事業(例:学習塾、スポーツクラブ、こども食堂等) 【児童福祉関係】 ○ 児童発達支援事業(指定障害児通所支援事業等を除く。) ○ 児童自立生活援助事業 ○ 放課後児童健全育成事業等 ○ 子育て短期支援事業 ○ 一時預かり事業 ○ ファミリーホーム事業 ○ 病児保育事業 ○ 意見表明等支援事業 ○ 妊産婦等生活援助事業 ○ 児童育成支援拠点事業 ○ 認可外保育事業 【障害児関係】 ○ 指定障害福祉サービス事業



対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

一律対象となる



学校の先生



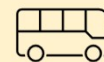
保育士

など

実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など

対象職種の具体例（学校設置者等）



ア 学校教育法関係

こども性暴力防止法施行ガイドラインp.42

施設	(ア) 職種全体が対象になる	(イ) 職種の一部が対象になり得る
学校共通	スクールカウンセラー、部活動指導員、学校司書、学習指導員、外国語指導助手（ALT）、日本語指導補助者、母語支援員、部活動外部指導者、校内教育支援センター支援員、特別支援教育支援員	事務職員、スクールバス運転手、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校用務員、医療的ケア看護職員、スクールソーシャルワーカー、情報通信技術支援員、教員業務支援員、副校長・教頭マネジメント支援員、観察実験アシスタント、スポーツ推進委員、管理指導員、スポーツ国際交流員（SEA）、外部専門家、医療的ケア指導医、スクールガード、スクールガードリーダー、その他職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、助教諭、講師、教育補助員	－
小学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
中学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
義務教育学校	小学校と同様の職員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等学校	校長、教頭、教諭、養護教諭、副校長、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、船舶職員（実習船）※専門高校	技術職員、通信教育連携協力施設の職員
中等教育学校	高等学校と同様の職員	技術職員、学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
特別支援学校	幼稚園、小学校、中学校及び高校と同様の職員＋寄宿舎指導員	学校給食栄養管理者（学校栄養職員）
高等専門学校	校長、教授、准教授、助教、講師、助手、技術職員、指導補助者、保健師、看護師、海事職員（船員）、カウンセラー、学生寮指導員、司書、課外活動指導員	研究員、研究支援員、産学連携コーディネーター
専修学校（高等課程）	校長、教員、助手	医師

イ 認定こども園関係

施設		(ア) 職種全体が対象になる	(イ) 職種の一部が対象になり得る
認定こども園	幼保連携型	園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹養護教諭、主務養護教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、保育教諭、助保育教諭、保育補助者（児童等と日常的に接触することが想定される保育士の業務を補助する者。以下同じ。）、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭教育補助員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	保育所型	保育所で対象となっている職種＋幼稚園教諭、教育補助員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	幼稚園型	幼稚園で対象となっている職種＋保育士、保育補助者	学校医、送迎バス等の運転手、その他職員
	地方裁量型	施設の長、幼稚園教諭、保育士、保育補助者	送迎バス等の運転手、その他職員

ウ 児童福祉法関係

施設	(ア) 職種全体が対象になる	(イ) 職種の一部が対象になり得る
児童相談所	所長、児童心理司、児童福祉司、受付相談員、24時間・365日体制対応協力員、理学療法士等、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士、学習指導協力員、障害等援助協力員、トラブル対応協力員、専門的ケア対応協力員、一時保護委託付添協力員、夜間対応協力員、外国人対応協力員、心理的支援訪問員	次長、総務部門職員、相談員、電話相談員、医師、保健師、弁護士、臨床検査技師、嘱託医、調理員、権利擁護推進員、その他職員
指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関の長＋医療型障害児入所施設に配置される職種と同等の職種	その他職員
乳児院	乳児院の長、看護師、保育士、児童指導員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員	医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
母子生活支援施設	施設の長、母子支援員、少年を指導する職員、心理療法担当職員、個別対応職員、保育士	嘱託医、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
保育所	保育所の長、保育士、保育補助者	嘱託医、調理員、看護師、保健師、准看護師、送迎バス等の運転手、その他職員
児童館	児童館の長（児童福祉施設の長）、児童の遊びを指導する者	送迎バス等の運転手、児童の遊びを指導する者を補助する役割の者、その他職員

ウ 児童福祉法関係

施設	(ア) 職種全体が対象になる	(イ) 職種の一部が対象になり得る
児童養護施設	施設の長、児童指導員、保育士、個別対応職員、栄養士、看護師、心理療法担当職員、職業指導員	嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
福祉型障害児入所施設	福祉型障害児入所施設の長（児童福祉施設の長）、医師、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）、児童指導員、保育士、栄養士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
医療型障害児入所施設	施設の長、医療法に規定する病院として必要とされる従業者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、職業指導員、管理者、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	送迎バス等の運転手、その他職員
児童心理治療施設	施設の長、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、栄養士	家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員

ウ 児童福祉法関係

施設	（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る
登録一時保護委託者	登録一時保護委託施設の管理者、一時保護の業務に従事するもの	その他職員
児童自立支援施設	施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、栄養士、心理療法担当職員、職業指導員	医師、嘱託医、家庭支援専門相談員、調理員、事務職員、送迎バス等の運転手、その他職員
乳児等通園支援事業	事業所の管理者、保育士、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（保育従事者）	送迎バス等の運転手、その他職員
家庭的保育事業	事業所の管理者、家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育補助者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
小規模保育事業	事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（保育従事者）、家庭的保育者、家庭的保育補助者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
居宅訪問型保育事業	事業所の管理者、家庭的保育者	—

ウ 児童福祉法関係

施設		(ア) 職種全体が対象になる	(イ) 職種の一部が対象になり得る
事業所内保育事業		事業所の管理者、保育士、保育補助者、その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
指定障害児通所支援	児童発達支援	事業所の管理者、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、保育士、栄養士、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、調理員、送迎バス等の運転手、その他職員
	放課後デイサービス	事業所の管理者、児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、看護職員、指導員、その他報酬算定の対象として法令上規定される職員	嘱託医、送迎バス等の運転手、その他職員
	居宅訪問型児童発達支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	その他職員
	保育所等訪問支援	事業所の管理者、訪問支援員、児童発達支援管理責任者、指導員等	その他職員

対象職種的具体例（民間教育保育等事業者）



こども性暴力防止法施行ガイドラインp.60・61

ア 法に定めのある事業

事業		（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る	（ウ）対象外
専修学校一般課程		校長、教員、助手	事務職員、医師	－
各種学校		校長、教員	事務職員	－
高校類似教育事業	海技教育機構海技士教育科海技課程の本科	校長、副校長、教諭、講師、助教諭、大型練習船乗組員、スクールカウンセラー	庶務課職員、補佐員（事務、技能、労務、宿日直）	調理員（外部委託）
	普通課程の普通職業訓練（18歳未満の者を専ら対象とする訓練に限る。）	校長、職業訓練指導員	－	－
	陸上自衛隊高等工科学学校	校長、副校長、教育部（教職員）、生徒隊（教官、助教学校）、その他（部活動コーチ等）※上述の職員が兼務	－	－
児童自立生活援助事業		管理者、指導員、補助員	その他職員	－
放課後児童健全育成事業		事業所長的立場にある者、放課後児童支援員、看護職員等、補助員	送迎バス等の運転手	育成支援の周辺業務を行う職員
放課後児童クラブ類似事業（放課後子供教室・地域未来塾等）		学習支援員、協働活動サポーター等（※名称は地方公共団体等により異なる）	－	－
子育て短期支援事業		事業に従事する者	送迎バス等の運転手	－
一時預かり事業		保育士等の保育従事者	その他職員	－
小規模住居型児童養育事業		養育者（管理者）、補助者	その他職員	－
病児保育事業		看護師等、保育士	その他職員	－
意見表明等支援事業		意見表明等支援員	その他職員	－

ア 法に定めのある事業

事業	（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る	（ウ）対象外
妊産婦等生活援助事業	支援コーディネーター（管理者）、保健師、助産師又は看護師の資格を有する者、母子支援員	その他職員	—
児童育成支援拠点事業	管理者、支援員、心理療法担当職員、ソーシャルワーク専門職員	送迎バス等の運転手	—
認可外保育事業	保育士、上記以外の保育従事者（子育て支援研修等受講者）等	看護師（准看護師を含む。）、送迎バス等の運転手、その他職員	—
居宅介護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
同行援護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
行動援護	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—
短期入所	管理者、従業者	—	—
重度障害者等包括支援	管理者、従業者、サービス提供責任者	—	—

イ 民間教育事業

事業		（ア）職種全体が対象になる	（イ）職種の一部が対象になり得る
学習関係	学習塾	指導員、講師	受付業務員、清掃員、警備員 等
	そろばん教室		
	外国語会話教室		
	教育支援センター		
運動関係	地域スポーツクラブ	講師、指導者、指導員	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ等
	クラブチーム		
	フィットネスクラブ		
	スポーツ・健康教授業		
文化・芸術関係	音楽教授業	講師、トレーナー、師範、教授、家元	受付業務員、清掃員、警備員、運営スタッフ等
	書道教授業		
	生花・茶道教授業		
社会教育関係	青少年を対象とした自然体験活動事業	指導者、育成者、職員	—
	公民館	—	公民館主事、図書館の司書 等
	図書館		
その他	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業	集団活動事業従事者、講師	受付業務員、清掃員、警備員 等
	民間学童保育		
	その他民間教育		